

岩手県国民保護計画（原案）のポイント

< 岩手県国民保護計画作成に当たっての基本的考え方 >

基本指針・都道府県国民保護モデル計画の内容の反映

基本的には、国の基本指針及び都道府県国民保護モデル計画に示された内容を反映しており、災害への対処について類似する措置については、岩手県地域防災計画を準用し、既存の防災体制を活用することとした。

地域特性への対応・配慮

地域特性（地理的特性、社会的特性）を十分に踏まえた計画の作成に努めるものとした。

県民の自助・共助の促進

国民保護措置の実施に当たっては、県民の協力が不可欠であることから、様々な機会を通じて広報等を行い、必要な援助への協力、訓練への参加や自らの備えといった自助・共助の考え方について理解を求めるものとした。

マニュアルによる運用

県、市町村、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体的な流れを示すものとし、個々の措置における具体的運用については、マニュアルや実施要綱等を作成し、より実効性を高めることとした。

P D C A サイクルによる見直し

計画の策定後においても、より実効性の高いマニュアルの作成に努めるとともに、図上訓練などによりその内容を検証・評価し、結果を適切に修正に反映させることにより、さらに実効性の高いものとなるように不断の見直しに努めるものとした。

< 主な計画事項 >

国民保護措置の実施に当たり、特に留意すべき事項については、基本的人権の尊重や住民の協力、指定公共機関や指定地方公共機関の自主性の尊重、災害時要援護者への配慮など、国の基本指針を反映したものとなっている。

従来から行っている 24 時間危機管理警戒体制及び岩手県危機管理対応方針に基づく緊急時における初動体制を事態認定前の緊急時等において活用することを明示した。

県における指示系統等に混乱を生じないように、岩手県国民保護対策本部と岩手県災害対策本部の組織及び手続などを共通化することにより、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整備することとした。

冬期間の避難・救援については、積雪により避難経路や交通手段が限定されること、道路の凍結などにより移動に長時間を要することから避難に対して配慮するほか、避難所における防寒対策や避難住民の健康管理などにも配慮することとした。

中山間地域を多く抱えることから、交通手段等が限定されることによる孤立化を防ぐため、自家用車を利用した避難などについても考慮することとした。